



群馬の国保

2019
秋の号
No.27/10月号

おおたし
[保険者紹介] 太田市 「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」



国民健康保険の将来展望

横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課
滞納整理支援担当係長

川井 幸生



1. 横浜市の国民健康保険料滞納整理の歩み

横浜市は、平成13年に改正された国民健康保険法に基づき、資格証や短期証を発行し続けてきた。

さらに滞納があると限度額適用認定証発行を規制し、高額医療費を全額支払わせることも行っていた。

当時の管理職は、「保険者である横浜市が、滞納者に医療費等を給付しているのに、滞納処分の執行停止や、限度額適用認定証を発行するのはおかしい。」と言い続けていた。

全く納付能力がなく完納見込みがないにもかかわらず、納付誓約書を書かせ、少額分納させ、納付誓約書と少額分納の山をつくり、未収債権額を増大させてしまった。

収納率が低下し未収債権額が増大しても保

険年金課は、「低所得者が多い。所得のない者も賦課される。収納職員が徴収する時間が取れないので徴収は困難。」と言い訳ばかりしていた。

滞納者には滞納整理を行うという当たり前のことを行わず、何ら実効性のある収納率向上と未収債権額の圧縮対策を行ってこなかった。

その結果、滞納保険料は増大して、日本でワーストワンの約303億円を超えてしまった。

横浜市の国民健康保険会計の累積赤字が204億円に達して、赤字決算を6年間行わざるを得なくなり、「翌年に繰り越した滞納保険料を徴収したことにして決算する」繰上充用を行わざるを得なかった。

2. 収納率と未収債権額の経過

市長から次のような、厳しい叱責を受けた。

「549億円という未収債権の問題は、税収不足の中で大変重要な問題ですよ。

今お話を伺っていると、やっぱり取り組みのテンポが非常に遅いなという感じがしましたね。普通の企業ですと未収債権については、毎週会議を開く。その会議で代表者が出てきて、何故取れないかということ報告し合って、キチッとチェックし合う。

ちょっとごめんなさいね。民間と比較すると何だって言われちゃうと困るけど、これで、ものすごく実績が上がったんですよ、実績が。つまり意識の問題が大事だね。

絶対に回収したいのはみんな同じ思いなんだけれども、ものすごく皆さん大変だと思うけど、これじゃちょっとテンポがゆっくりしててね、ダメじゃないの。

未収債権整理促進対策は、やりましょうよ、費用対効果からいったらこれ、人件費から比べたらものすごい増収になるんじゃないかと思えますのでね。

ちょっと副市長、大場さんがトップでおやりいただくんですけどさ、ちょっとその、本当にやりましょうよ、これ、真剣に。

日本国横浜市に住んでるなら、納付義務を果たすという責任を取ってもらいたい。不公平だ。頑張ってもらいたい。」

3. 横浜市監査委員の厳しい指摘

「高額案件等を中心に、速やかな財産調査の着手等、滞納担当職員の積極的な関与が必要である。健康福祉局は、滞納整理の前提となる財産調査の拡大に向け、財産調査の対象・着手時期・調査手法について、優先順位を考慮したより細かな考え方を設定し、各区に示していくべきである。

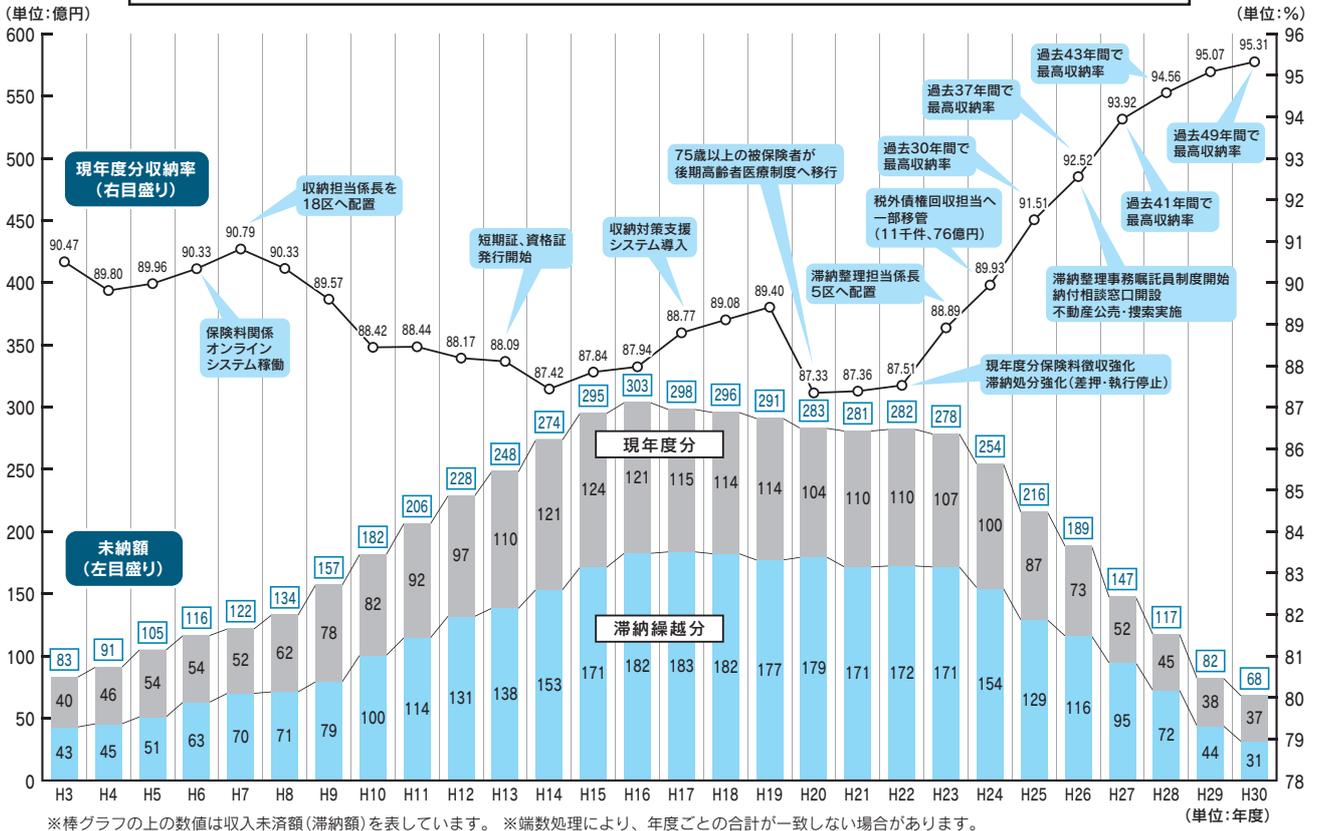
区役所においては、財産調査を踏まえた滞納整理方針の確定が、個人の知識や経験のみ

によることなく、組織的に行える仕組みを整える必要がある。」

副市長を議長とする、未収債権整理促進会議において健康福祉局長は、厳しい叱責を受け、まさしく針のむしろに座らせられることとなった。

横浜市の未収債権549億円の約60%が国民健康保険料であり未収債権の圧縮を強く求められた。

国民健康保険料現年度収納率と収入未済額の推移



※棒グラフの上の数値は収入未済額(滞納額)を表しています。 ※端数処理により、年度ごとの合計が一致しない場合があります。

川井 幸生氏 プロフィール

- 《現職》横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課滞納整理支援担当係長 ヤフー株式会社（不動産・動産インターネット公売）研修講師
NPO法人ローカルガバメントネットワーク副理事長 九州徴収フォーラム顧問
- 《略歴》昭和59年4月横浜市入庁。
南区総務部納税課担当係長、財政局収納対策推進室特別滞納整理担当係長、行政運営調整局課長補佐、健康福祉局課長補佐、健康福祉局担当課長等を歴任。
定年退職後、平成27年4月から健康福祉局生活福祉部保険年金課滞納整理支援担当係長に配属（再任用）。
- 《講師履歴》●平成16年より市町村職員中央研究所（市町村アカデミー）市町村税徴収事務コース研修講師を務める。
●各都道府県の租税債権回収機構の研修講師歴任。

特定保健指導の利用率の向上・生活習慣病の重症化予防に向けて ～KJ法の分析から見てきた未利用者の健康観～



高崎健康福祉大学保健医療学部看護学科講師 **赤堀 八重子**

1. 個々の未利用の理由の本質から未利用者全体の本質へ

本稿では全体分析を行った結果、明らかになった未利用の理由の本質について説明します。

全体分析は、個別分析により抽出された合計30枚の最上位の表札を元ラベルとして分析を行いました。その結果、【“私という領域”がある】【私には“良好

な健康”より大切な生きがいがある】【私に限定せずに必要な人への活動を望む】という未利用の理由の本質が抽出されました。それぞれの未利用の理由の本質について説明します。

2. 特定保健指導における未利用の理由の本質

(1) 【“私という領域”がある】について

【“私という領域”がある】は、未利用者が生活の中で育んできた健康観に基づきながら“どう行動すべきか”を決定する権利があると考えていることを表し、「私は“私”を生活している」、「干渉される筋合はない」という考え方が土台となっています。

まず、「私は“私”を生活している」について説明します(図1)。未利用者は、日常生活そのものを自分らしさと捉え、日常の生活を支障なく過ごせることを健康と考えていました。そのため、生活に無理や支障のない範囲で健康に良い行動を取り入れていました。このことか

ら、未利用者には、「私らしい“私の健康”がある」という保健師とは異なる健康の基準があることがわかります。また、加齢による体調の変化は自然なことであり、年齢相応の健康状態であると判断していました。一方、がんなどが見つかるといった予想外の出来事も受け止め、「現実的に生活している」と今ある生活を前向きに過ごしていました。このように、「私は“私”を生活している」には、自分らしさを大切にしながら毎日の生活を過ごす未利用者の特徴が示されています。

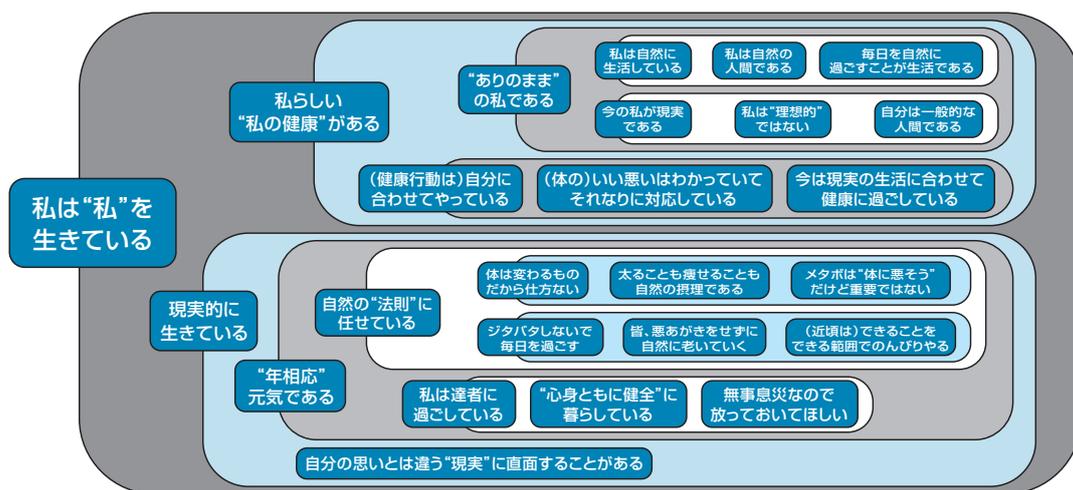


図1:【“私という領域”がある】図解化の一部【私“私”を生活している】

次に、「干渉される筋合はない」について説明します(図2)。未利用者は、現在の生活、すなわち自分らしさを大切にしており、自身の生活を変えるつもりはありませんでした。また、未利用者にとって特定保健指導は行政視点のサービスであり押しつけとなっていました。このような考え方の違いは、「私とあなたは分かり合えない“他民族”である」のように、保健師とは分かり合えないという思いを抱かせ、「“自治権”は私にある」

と自分のことは自分で判断するという考えを生じさせていました。さらに、未利用者は保健指導に価値を見出せず、「保健指導には縁がない」と保健指導を必要としていませんでした。このように、「干渉される筋合はない」には、考え方の相違がある保健師に自分の生活を干渉されたくないと考えている未利用者の特徴が示されています。

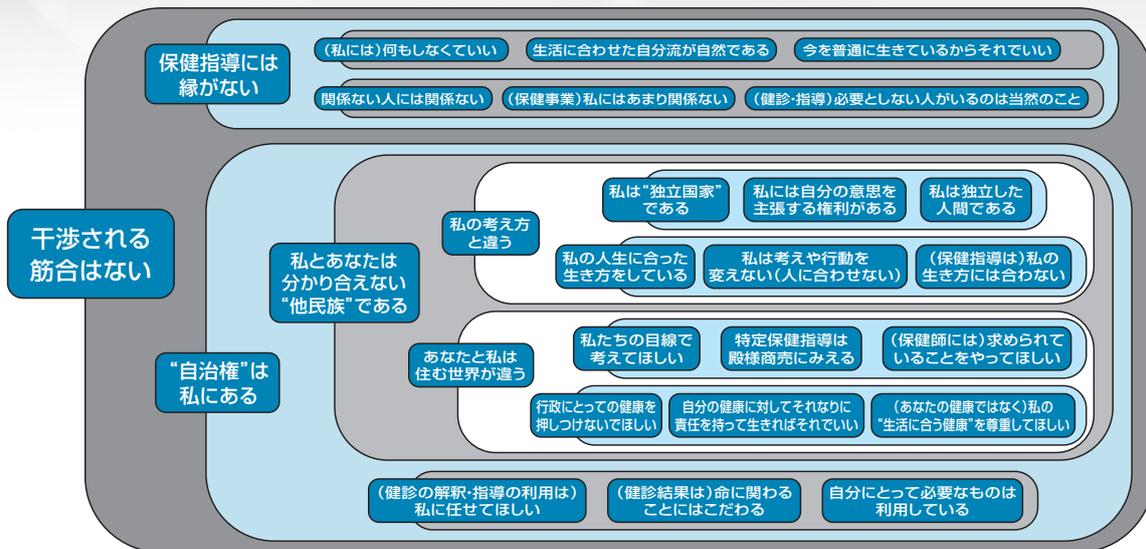


図2:【“私という領域”がある】図解化の一部【干渉される筋合はない】

これらの2つの表札が統合され、【“私という領域”がある】という未利用の理由の本質が抽出されました。自身の健康観に基づく“どう行動すべきか”を決定する権利は、他人に介入されたくない領域となっていました

た。自身の考え方にに基づき自分らしく生活したいという、ごく自然な思いが未利用の理由の本質であることがわかります。

(2)【私には“良好な健康”より大切な生きがいがある】について

【私には“良好な健康”より大切な生きがいがある】は、「(健康に)生きていることは働いていることである」と「自分のことよりも、今は“子や孫に”の気持ち強い」の表札から統合されました。未利用者は、働くことや家族などの役に立つことで、自身の存在意義を確

認しつつ生活を充実させていました。このように、理想的な健康よりも生活における充実感を大切に、生きがいなどを優先する姿勢が未利用の理由の本質であることがわかります。

(3)【私に限定せずに必要な人への活動を望む】について

【私に限定せずに必要な人への活動を望む】は、特定保健指導を利用し、その後、未利用となった人の語りから統合された表札です。未利用者は、自身の健康状態を

ふまえて特定保健指導を何度も利用する必要はないと判断し、支援が必要な人への活動を望んでいました。この考え方が未利用の理由の本質として示されています。

3. 未利用の理由の本質から明らかとなった未利用者の健康観

3つの未利用の理由の本質をみると、未利用者が自身の健康状態を最良ではないが日常生活に支障のない比較的良好な状態であると考えていることがわかります。日常生活を支障なく過ごすことを健康と捉える未利用者と将来的な健康を重要視する保健師の健康観には乖離があ

りました。支援を行うにあたり、この健康観の相違を認識することが重要であると考えます。

KJ法は、その問題に対する新しい発想を得ることができます。次稿では、未利用の理由の構造から利用率の向上に向けた対策について考えたいと思います。

出典:特定保健指導における未利用の理由の構造-国民健康保険被保険者の未利用者に焦点をあてて-、日本看護学会誌、34、27-35、2014。

赤堀 八重子氏 プロフィール

高崎健康福祉大学保健医療学部看護学科講師

【略歴】川口市民病院附属高等看護学院 1部(現川口市立看護専門学校)卒業後、川口市民病院(現川口市立医療センター)、浦和市立訪問看護ステーションに勤務

平成12年 前橋赤十字病院 勤務
 19年 群馬県立医療短期大学専攻科卒業
 19年 独立行政法人大学評価・学位授与機構にて学位記取得
 19年 皆野町役場 勤務(保健師)
 24年 群馬県立県民健康科学大学大学院 看護学研究科 博士前期(修士)課程修了

平成24年 東都医療大学 助手
 25年 高崎健康福祉大学 保健医療学部 看護学科 助手
 27年 高崎健康福祉大学 保健医療学部 看護学科 助教
 28年 群馬県立県民健康科学大学大学院 看護学研究科 博士後期課程入学(在学中)
 29年 高崎健康福祉大学 保健医療学部 看護学科 講師

群馬県国民健康保険団体連合会 通常総会開催

平成30年度事業報告及び決算等、原案どおり可決・承認

令和元年7月31日、前橋市の群馬県市町村会館において、通常総会を開催した。はじめに、本会熊川栄理事長（孀恋村長）が挨拶し、「令和3年に実施する方針が示されているオンライン資格確認の導入等、新たな制度の導入に適切に対応するとともに、保険者が取り組む住民の健康づくりのための保健事業についても積極的に支援して参りたい」と述べた。

総会には、会員38名中31名（内委任状25名）が出席し、平成30年度決算関係を中心に、報告事項4件、議決事項18件が審議され、すべて原案どおり可決・承認された。



本会 熊川 栄 理事長

公告

1 平成30年度群馬県国民健康保険団体連合会事業報告

平成30年度群馬県国民健康保険団体連合会事業計画に基づき、審査の充実・強化、新国保制度への対応、業務の信頼性確保及び運営コストの削減の4項目を重点施策として次の事業を実施しました。

審査支払事業については、コンピュータチェックの縦覧・横覧・突合審査の充実を図るとともに、「国保審査業務充実・高度化基本計画」に基づき審査委員会と連携を強化し審査基準の統一化に取り組み、診療報酬等の審査支払を着実に実施しました。

一般事業については、研修会等の開催による国保事業に関する情報の提供、保険者間の連絡調整、各種チラシの共同購入及びパンフレット等の作成配布による国保制度の広報宣伝を実施しました。また、保健事業として、新しく創設された「保険者努力支援制度」に係る予防・健康づくり等への取組に対する支援も含め、引き続き国保データベース（KDB）システムの利活用や国保・後期高齢者ヘルスサポート事業等を実施しました。

共同事業については、新たに新国保制度の取組として、国保情報集約システムの稼働及び国保事業費納付金等算定標準システムの稼働支援を、県及び保険者と連携を図りながら実施しました。また、保険者事務共同電算については、外来年間合算の創設と高齢者の所得区分の細分化による高額療養費の改正に伴う対応に取り組み、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業については、損害賠償の請求及び受領の取扱い範囲を拡大しました。

介護保険事業については、介護給付費及び総合事業費の審査支払の確実な実施、介護サービス苦情処理業務の適切な遂行に努めるとともに、共同事業として、介護保険者事務共同処理業務、介護給付適正化事業共同支援業務及び保険料の特別徴収等経由事務を実施しました。

障害者総合支援事業については、障害介護給付費等の支払業務に加え、審査業務を開始しました。また、障害者総合支援法等市町村事務共同処理業務を実施しました。

2 平成30年度群馬県国民健康保険団体連合会会計別決算一覧

(単位 円)

区 分	歳入決算高	歳出決算高	差引残額
一般会計	236,962,635	219,739,711	17,222,924
診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)	934,513,536	919,370,078	15,143,458
診療報酬審査支払特別会計[国民健康保険診療報酬支払勘定]	140,952,720,502	140,472,363,984	480,356,518
診療報酬審査支払特別会計[公費負担医療に関する診療報酬支払勘定]	2,617,023,031	2,475,016,501	142,006,530
診療報酬審査支払特別会計[出産育児一時金等に関する支払勘定]	708,347,701	708,328,638	19,063
診療報酬審査支払特別会計[第三者行為損害賠償求償事務共同処理勘定]	486,984,157	486,958,432	25,725
後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)	760,307,147	743,243,898	17,063,249
後期高齢者医療事業関係業務特別会計[後期高齢者医療診療報酬支払勘定]	226,789,802,119	226,789,460,713	341,406
後期高齢者医療事業関係業務特別会計[公費負担医療に関する診療報酬支払勘定]	304,600,638	304,599,272	1,366
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計(業務勘定)	85,213,438	71,643,905	13,569,533
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計[特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定]	1,048,512,069	1,048,499,356	12,713
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計[後期高齢者健康診査等費用支払勘定]	816,866,951	816,866,951	0
介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)	207,533,933	192,222,733	15,311,200
介護保険事業関係業務特別会計[介護給付費等支払勘定]	169,404,172,397	169,402,079,501	2,092,896
介護保険事業関係業務特別会計[公費負担医療等に関する報酬等支払勘定]	2,103,182,913	2,103,169,431	13,482
障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)	56,891,749	51,097,480	5,794,269
障害者総合支援法関係業務等特別会計[障害介護給付費支払勘定]	30,746,796,712	30,746,654,639	142,073
障害者総合支援法関係業務等特別会計[障害児給付費支払勘定]	6,019,180,220	6,019,162,551	17,669
福祉医療費審査支払特別会計(業務勘定)	363,881,334	335,836,435	28,044,899
福祉医療費審査支払特別会計[福祉医療費支払勘定]	18,754,703,096	18,754,546,001	157,095
職員退職給与金特別会計	95,243,484	95,243,484	0
職員厚生資金貸付特別会計	1,611,324	1,611,324	0

3 群馬県国民健康保険団体連合会理事の就任について

(1) 理事

役名	氏名	役職名	就任年月日	推せん区分
理事	角田 紘二	玉村 町長	令和元年5月22日	群馬県町村会

※石関 昭氏（前吉岡町長）が公職を退任したため

(2) 任期 令和2年3月31日まで

4 群馬県国民健康保険団体連合会副理事長の就任について

(1) 副理事長

役名	氏名	役職名	就任年月日
副理事長	中澤 恒喜	東吾妻 町長	令和元年7月17日

(2) 任期 令和2年3月31日まで

5 理事長専決処分について

- (1) 平成30年度群馬県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計〔公費負担医療に関する診療報酬支払勘定〕補正予算（第1号）について
- (2) 平成30年度群馬県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計〔業務勘定〕補正予算（第1号）について
- (3) 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計〔抗体検査等費用に関する支払勘定〕予算について
- (4) 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計〔業務勘定〕補正予算（第1号）について
- (5) 群馬県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規程の一部を改正する規程について

6 群馬県国民健康保険団体連合会規程の制定及び一部改正について

- (1) 群馬県国民健康保険団体連合会 I C T 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の制定について
- (2) 群馬県国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会規程の一部を改正する規程について

7 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)補正予算(第2号)について

8 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について

9 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について

10 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について

11 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について

12 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会福祉医療費審査支払特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について

13 群馬県国民健康保険団体連合会が行う収益事業に係る実費弁償方式の確認申請について

14 平成30年度群馬県国民健康保険団体連合会財産の認定について

令和元年9月2日

群馬県国民健康保険団体連合会
理事長 熊川 栄

全国国保主管課長研究協議会が開催 保険者努力支援制度の活用方法について意見交換

令和元年8月28日、東京都・メルパルクホールにて国民健康保険中央会主催による「令和元年度全国国保主管課長研究協議会」が開催され、群馬県からは市町村・県・国保連合会合わせて9名が参加しました。

午前中は、厚生労働省国民健康保険課長の熊木正人氏から「保険者努力支援制度の評価について」と題し、2020年度における保険者努力支援制度の評価ポイントについて解説がありました。

講演後のシンポジウムでは、九州大学名誉教授の尾形裕也氏の司会のもと、「保険者努力支援制度をどう活かすか」のテーマにより、市町村の事例発表者に対して「保険者努力支援制度が導入されたことによる国保運営への影響」「国保連合会に対して求める支援」「今後、アウトカム指標を重視することについて考えること」「市町村保険者として望ましい保険者努力支援制度のあり方」等の質問があり、厚生労働省及び都道府県の助言者とともに意見交換が行われました。

保険者努力支援制度は、市町村の国保財政に大きな影響を及ぼすとされていることから、参加者は熱心に耳を傾けていました。



特定健診受診率向上支援事業に係る研修会を開催 効果的な受診勧奨方法についてグループワークを実施

令和元年8月30日、群馬県市町村会館において「特定健診受診率向上支援事業に係る研修会」を開催し、市町村・県合わせて26名が出席しました。

この研修会では、今年度からの新規事業である「特定健診受診率向上支援事業」の委託業者を講師として、楽しく、かつ持ち帰って誰かに話したくなる気付き、学びを提供したいというコンセプトのもと、事業概要及びナッジを活用した受診勧奨事例に対するグループワーク等が行われ、グループワークでは、受診率向上に繋がる効果的な受診勧奨方法について意見交換が行われました。

「特定健診受診率向上支援事業」については、人工知能を活用した受診勧奨等を実施する事業で、現在、8市町村から委託を受けている状況です。今後、委託を検討される市町村につきましては総合企画課保健事業推進室までお問合せください。



国保研究協議会専門委員会では提出議題を随時受け付けております

群馬県国民健康保険研究協議会の専門委員会では提出議題を随時受け付けております。各市町村において、「他市町村の事務処理方法を確認したい」「抱えている課題について他市町村の意見を聞きたい」などの要望がありましたら、事務局である国保連合会総合企画課までご相談ください。

◎国保研究協議会専門委員会

- 財政・税(料)委員会
- 給付委員会
- 広報活動推進委員会
- 保健事業推進委員会

※提出議題は市町村において委員となっている専門委員会に提出することになります。



伝送通信ソフトにおける伝送データについて

介護給付費審査支払業務や介護給付適正化共同支援業務における国保連合会と保険者間のデータのやりとりは、国保中央会伝送通信ソフトを用いて行われます。

1 データ送受信について

伝送通信ソフトのログオン実行後に表示される **メイン画面** にて行います。

(1) 保険者から国保連合会にデータ送信する場合

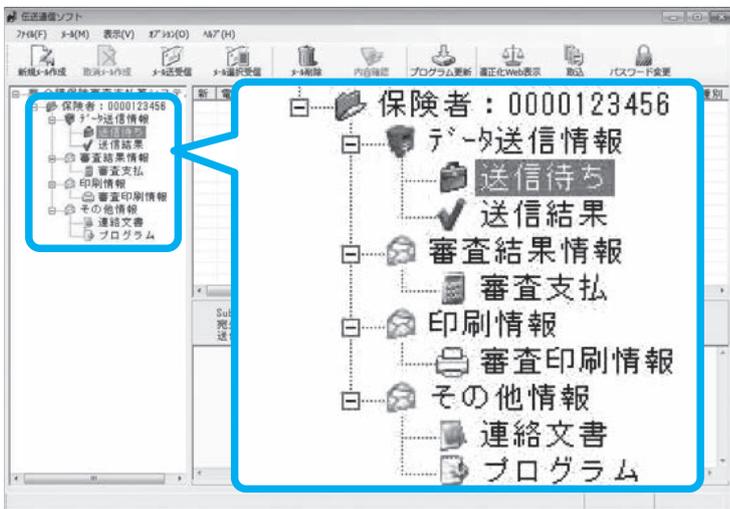
- ・「新規メール作成」もしくは「エントリー機能データ取込」によりデータ送信電文を作成し、登録します。
- ・登録したメールは「送信待ち」ボックスに格納されるので「メール送受信」により送信します。
- ・**「送信結果」ボックス**にて結果を確認します。(※)
※状態が「正常終了」になっていることを御確認ください。状態が「エラー終了」の場合は、国保連合会での受付が行われていないため、データの再送信が必要です。

(2) 国保連合会から送信されたデータを受信する場合

- ・「メール送受信」により受信します。
- ・受信したデータの種類により、それぞれ以下の**受信ボックス**に格納されますので内容を確認します。

- 審査支払**：介護給付費審査支払関連情報（請求関連帳票）CSVデータ
共同処理関係帳票（高額介護合算処理等）CSVデータ
- 審査印刷情報**：保険者エントリー機能で印刷するための帳票データ
- 連絡文書**：統計情報（業務統計表、事業状況報告）
適正化情報（縦覧情報、適正化一次加工情報等）

メイン画面



「送信結果」ボックス確認画面

番号	状態	到達	受付	取消	添付ファイル
	結果待ち				5F100C
	正常終了	○	○		5F100C
	エラー終了	○	×		5F100C
	取消完了	○	○	○	5F100C
	警告終了	○	△		KFKANF
	エラー終了	×			Mai l Te

2 お願い

- ・データ送受信に係る詳細な日程については、介護情報ネットワークシステムの掲示板に掲載している**「送信データ一覧表」**を御確認ください。（毎月20日頃に翌月分を掲載しています。）
- ・定期的に受信内容を御確認ください。特に、毎月15日前後（適正化情報）、月末（請求関連帳票）は、多数の重要な情報をお送りしています。
- ・国保連合会にデータ送信する際には、送信期限を御確認いただき、送信漏れのないよう御協力をお願いいたします。
- ・伝送通信ソフト等のプログラム更新を促すメッセージが表示された場合は、「プログラム更新」を実行してください。

群馬県在宅保健師「さちの会」 災害支援ボランティア実施要綱



2011年3月11日に発生した東日本大震災をきっかけに、群馬県在宅保健師「さちの会」では災害について深く学ぶことができました。学びの中で得た知識と「被災した住民の健康を守りたい」という思いから要綱を制定し、住民の健康を一層支援したいと考えています。

群馬県在宅保健師「さちの会」では、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県石巻市や福島県等を現地視察したり、災害ボランティアとして活躍された保健師の方々から話を伺ったりしました。それらの学びを通じて、もし実際に地元で災害が起こったら、保健師として何か支援できないかと考え、研鑽を積んできました。

そしてこの度、群馬県在宅保健師「さちの会」災害支援ボランティア実施要綱を制定しました。

万が一の場合に支援活動ができるよう、取り組んでいます。

群馬県在宅保健師「さちの会」災害支援ボランティア実施要綱

1 目的

大規模な災害で被災した方の健康管理について、長期に継続的な保健指導が必要になった場合、被災した市町村の保健師だけでは継続が困難になってくる。そのため、その保健活動を支援し、被災した住民が健康な生活が送れるようにすることを目的とする。

2 支援条件

- (1) 原則として、県内で発生した災害であること。
- (2) 被災した住民の健康管理がおおむね2週間以上の長期にわたる場合であること。
- (3) 市町村からの支援依頼を受け、市町村との連携に基づいた支援であること。

3 支援内容

- (1) 被災した住民の健康管理、健康相談等
- (2) 支援依頼市町村への報告、連絡調整及び相談等

4 実施方法

- (1) 支援を希望する市町村は、支援依頼書（様式1）を「さちの会」事務局（以下「事務局」という。）に提出する。（FAX可）
- (2) 支援依頼書を受理した事務局は、臨時役員会で対応を協議・決定する。
- (3) 支援ボランティアは、基本的に依頼市町村の属するブロック単位で人選を行う。
- (4) 事務局は、事前に支援ボランティアの「ボランティア保険」の加入手続きをする。
- (5) 支援ボランティアが決定したら、事務局は依頼市町村に報告（様式2）し、支援ボランティアに支援依頼書の写しと情報を提供する。
- (6) 依頼市町村及び支援ボランティアは、支援が終了したときには、すみやかに事務局に報告（様式3、様式4）するものとする。

5 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、災害支援ボランティアに関し必要な事項は、役員会で定める。
- (2) 本要綱は適宜見直し改正する。

附 則

この要綱は、令和元年8月20日から施行する。



ホームページにも掲載しています。
<http://gunmakokuho.or.jp>



群馬県在宅保健師「さちの会」の紹介

群馬県在宅保健師「さちの会」は、今年度で設立20周年を迎えました。保健師として身につけた知識と技術を活かし、56名（令和元年8月末現在）の会員は、地域サロンにて寸劇を行い健康に関する情報をわかりやすく伝える活動のほか、市町村保健師との交流も行うなど、地域の保健活動に貢献しています。



10月・11月・12月の主な行事予定

月	日	行 事
10	3日・4日	ケアプラン分析システム操作説明会
	8日	国保運営協議会会長連絡会役員会
	10日・15日	「特別調整交付金(結核・精神)申請補助業務」の本業務に係る説明会
	12日	特定健診等周知事業(前橋市 リレーフォーライフinぐんま)
	13日	特定健診等周知事業(沼田市 オータムフェスタ)
	21日	ポスターコンクール審査会
	25日	市町村国保・国保組合主管課長会議
	下旬	市町村介護保険主管課長会議
11	16日・17日	ポスターコンクール入選作品展示会 (会場:株ヤマダ電機 LABI1 LIFE SELECT高崎)
	27日	高齢者保健事業推進研修
	29日	理事会
	上旬	高額医療・高額介護合算処理説明会
12	6日	支援・評価委員会によるフォローアップ会
	12日	在宅保健師「さちの会」第2回研修会(創立20周年記念講演会)
	上旬	国保連合会予算関係説明会
	上旬	市町村障害者総合支援担当者説明会
	上旬	市町村介護保険担当係長説明会

次号発行のお知らせ

「群馬の国保」
No.28
2020.冬の号
(1月号)
1月1日
発行予定

編・集・後・記

猛暑が続いた夏も終わり、ようやく秋の気配を感じる季節になってきました。

秋は、過ごしやすい気候で、旅行や運動会などイベントも盛りだくさん。個人的に一番好きな季節です。

さて、秋といえばスポーツの秋です。県内では、スポーツ界の躍進が目覚ましく、高校サッカーでは前橋育英高校が昨年1月に全国優勝を果たし、Jリーグではザスパクサツ群馬がJ2復帰を目指して快進撃を続けています。プロ野球BCリーグでは群馬ダイヤモンドペガサスが昨年度に独立リーグ日本一を、バスケットボールBリーグでは群馬クレインサンダーズが2018-19シーズンでB2準優勝を果たしています。

一般参加の大会としても、毎年11月に開催される「ぐんまマラソン」などマラソン大会が目白押し。「ぐんまマラソン」には私もここ10年くらい参加し続けていますが、寄る年波による体力低下と気力低下による練習不足で、果たして無事完走できるか不安なところですが、

温暖化現象の影響か、年々秋を感じられる日が短くなっている気がしますが、少しでも満喫できればと願う今日この頃です。(T)



群馬の国保

No.27 2019.秋の号(10月号)

令和元年10月1日発行

発行所 群馬県国民健康保険団体連合会
群馬県前橋市元総社町335番地の8
TEL (027) 290-1363 (代表)

編集兼発行人 阿部隆夫

印刷所 ジャーナル印刷株式会社